

奈良県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
檀原神宮前すぎもと内科クリニック	檀原市久米町六六〇	平成二十九年四月一日
南和広域医療企業団五條病院	五條市野原西五丁目二番五九号	平成二十九年四月一日
山岡歯科医院	生駒市小瀬町八九八番地の四	平成二十九年四月一日
医療法人藤井会香芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇〇番地三	平成二十九年四月一日
ささきクリニック	天理市丹波市町四二三	平成二十九年四月一日
神宮かがやき薬局	檀原市久米町六六〇一	平成二十九年四月一日